

そ

～78)をはじめ総合雑誌が活況を呈したが、当時の総合雑誌は左派系といわれる「世界」(1945～)を残すのみとなった。それに対し「諸君！」(1969～2009)、「正論」(1973～)といった右派系の「オビニオン誌」が台頭し、現在は「文藝春秋」、読売新聞系となった「中央公論」とともに、保守的な論陣を張る総合雑誌が目立っている。しかしそれ以上に、知的基盤やジャーナリズムの基盤が寛容・衰退しており、総合雑誌の時代は終焉したといっていだろう。

〔参考文献〕水島治男『改造社の時代 戦前編』(1976・5 図書出版社)、水島治男『改造社の時代 戦中編』(1976・6 図書出版社)、毎日新聞社編『岩波書店と文藝春秋』(1996・8 毎日新聞社)、上丸洋一『「諸君！」「正論」の研究—保守言論はどう変容してきたか』(2011・6 岩波書店)、根津朝彦『戦後「中央公論」と「風流夢譚」事件—「論壇」編集者の思想史』(2013・2 日本経済評論社) [諸橋泰樹]

▶ 装丁 (そうてい)

書物を綴じ、表紙やカバーで本を汚れや破損から守るという実用的な役割に加え、デザインを駆使し立体としての本の魅力を読者に訴えるという効果をもたらし。先端的なデザイナーの作品から出版社の社内装丁まで種々あるが、本の内容を忠実に再現するデザインからアート作品となる華麗な装丁まで、ブックデザインは出版文化の中で重要な位置を占めてきた。著名な装丁家としては、戦前から活躍した恩地孝四郎、戦後のブックデザインを牽引した杉浦康平、菊地信義、文芸書に独自の境地を拓いた司修らがいる。近年の電子書籍の普及によって本来の意味を失いつつあり、カバーデザインとして残っている。

〔参考文献〕菊地信義『新・装幀談義』(2008・3 白水社)、司修『本の魔法』(2011・6 白水社)、杉浦康平『多様体としてのブックデザイン』『EDITORSHIP』vol.2 (2013・5月号 日本編集学会)、坂口顯『装丁雑記』(2013・11 展望社) [川上隆志]

▶ ソーシャルメディア (そーしゃるめでいあ)

〔語義〕インターネットを用いて映像、音声、文字情報コンテンツを相互に伝え合うメ

ディア技術。マスメディアのように特定少数の専門家が発信者になるのではなく、不特定多数のユーザーが情報の発信者と受信者を兼ね、日々刻々とコンテンツを更新してゆくことから、ティム・オライリーによって提唱されたWeb2.0の概念を具現化した1つのかたちとされる。UGC(ユーザー生成コンテンツ; user-generated content)やCGM(消費者生成メディア; consumer-generated media)と呼ばれることもある。2ちゃんねるのような電子掲示板、ブログ、ユーチューブやユーストリームに代表される動画共有サイト、ウィキペディアのようなナレッジコミュニティ、内部告発を集めたり、機密情報を暴露するウィキリークスやアマゾンなどのカスタマーレビュー、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)と呼ばれるミクシィやツイッター、フェイスブックなどがソーシャルメディアの例とされる。

〔特色〕ソーシャルメディアは発信の易さから、シビックジャーナリズム、パブリックジャーナリズムの受け皿となった。韓国のおマイニュースの成功に刺激されて日本でも開設された「インターネット新聞」サイト、例えばJanJanや、ライブドアのPJニュースなどが短命に終わったのは、寄稿する市民記者の記事が読者の期待するレベルに達しなかったことなども要因となったが、特別なサイトを経由せずともソーシャルメディア経由の発信が広く可能になった事情が大きかった。

またソーシャルメディアは、動員のメディアとしても機能した。2011年1月14日にチュニジアで起こった反政府デモ隊と治安部隊との衝突では、フェイスブックや、ツイッターが反政府側の情報発信や示威行動への動員に貢献したことから「ツイッター革命」といった呼び方もされている。日本でも3.11後の脱原発デモの折もソーシャルメディアを通じて参加者が広がった。

ソーシャルメディアの普及によって市民の多くが発信者になれるようになったにもかかわらず、発信の際に守るべきマナーなどを含めたメディアリテラシーが市民社会に広く共有されているとはいいいくく、ソーシャルメディアを通じて誹謗中傷やデマが拡散してし

まうなどの問題点も指摘されている。

〔参考文献〕 濱野智史『アーキテクチャーの生態系—情報環境はいかに設計されてきたか』（2008・10 NTT出版）、武田隆『ソーシャルメディア進化論』（2011・7 ダイヤモンド社）〔武田徹〕

〔参考文献〕 佃克彦『名誉毀損の法律実務〔第2版〕』（2008・10 弘文堂）〔佃克彦〕

▶ 損害賠償（そんがいばいしょう）

〔語義〕 債務不履行または不法行為があった場合に、債務者（加害者）が債権者（被害者）に対し、それによって生じた損害の填補（てんぽ）をすること。損害賠償は原則として金銭によってなされる（民法417条・722条1項）。ジャーナリズムが関わる領域においては、名誉毀損・プライバシー侵害の不法行為に基づく損害賠償が典型的な場面である。

〔実例〕 賠償されるべき「損害」は精神的損害と財産的損害に分けられ、前者を填補するものは特に「慰謝料」といわれる。法人の名誉が毀損された場合、精神的苦痛がないので精神的損害は発生しないが、「無形損害」があるものとしてそれに対する賠償を肯定するのが通説である。

名誉毀損・プライバシー侵害の場合の慰謝料については、長らく裁判所の認容額が数十万円台と低廉であることが問題とされてきたが、2000年頃から急速に認容額が上がり、現在は百万円から数百万円の賠償が認容される例が多くなってきている。原告や記事が複数の事案では、合計して千万単位の認容額となるケースもある。このように認容額が高額化されたことについては、被害者保護の観点から肯定的に評価する見解もある一方、報道の自由に対する脅威であるとしてこれに否定的な見解もある。また、自ら名誉を回復する方法や力のある著名人の方が、それのない市井（せい）の人よりも高額（こうごう）の認容をされる傾向があるとして、高額化を評価しつつもこの傾向に対し疑問を呈する見解もある。

財産的損害としては、賠償請求訴訟のために要した弁護士費用が請求される事例が圧倒的に多い。これ以外に、名誉回復のために各所を奔走した際の費用や心痛を負ったことに対する治療費などが請求されることがあるが、認容された例は少ない。

▶ 報道適用除外 (ほうどうてきようじょがい)

〔語義〕 言論報道機関に与えられた編集上の特恵的待遇の1つ。特定の法律において適用を回避するための特例を明文で明らかにする場合を呼ぶ。一般には取材・報道の自由を守るため、他の私企業と同様の法適用を受けないような措置をとる。似たような規定としては、報道機関もしくは報道の自由に対する配慮条項がある。一般的に、法の適用にあたり、憲法の表現の自由の保障に鑑み、注意をして運用することを求めるものである。

〔実例〕 個人情報保護法では、個人情報取扱事業者の法的義務を負うと、個人から収集の有無や訂正・削除請求を受けることになる。しかし報道機関にとっては、取材先からその収集情報の開示を求められることは、その後の取材や報道の妨げになる可能性が高く、とりわけ政治家などの権力犯罪を先行取材していた場合に、当該政治家から収集の有無や収集した情報の削除を求められることは、公権力監視を不可能にすることと同義である。したがって、法的義務を免除するための特別規定(50条)を設けることになった。そこでは「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を行って行う個人を含む。) 報道の用に供する目的」「著述を業として行う者 著述の用に供する目的」と対象を定める。他に、探偵業法でも、つきまとい取材が規制対象になることを除外する目的で、同様の規定を有する。どのような対象で線引きをするかについては、誰もがジャーナリズム活動を行える環境にあることから、特定の報道機関に「特権」を与えることに繋がるとして、問題指摘の声もある。

配慮条項の例としては、特定秘密保護法やMSA秘密保護法、破壊活動防止法や団体規制法などの治安を目的とした法律に見られる傾向にある。ただし、義務規定ではなく、抽象的な配慮を求めるにすぎないものであるだけに、法的効力に対しては疑問が呈される場合も少なくない。

〔参考文献〕 山田健太『言論の自由』(2012・12 ミネルヴァ書房) [山田健太]

▶ 報道の自由→取材・報道の自由

▶ 報道被害 (ほうどうひがい)

〔語義〕 1990年代半ば以降、一般化した言い方で、メディアの表現行為によって引き起こされる問題のうち、とりわけ新聞やテレビなどのマスメディア(マスコミ)の事件・事故を伝える取材・報道によって、一般市民の名誉・プライバシー侵害や、公正さに欠けることで生ずる被害を総称する。ただし、同様の内容を指すものとしては、70年代よりすでに、一部の弁護士や研究者の間で、主として活字メディア、とりわけ新聞による人権侵害が、紙上裁判(ペーパートライアル)として問題視されていた。

さらに80年代に入ってから、「人権」と「報道」が対抗的概念として捉えられ、マスメディアの取材や報道の態様が社会的問題として広く議論されてきた経緯がある。その要因としては、①メディアの量が増えたこと、②大きな事件・事故が続いたこと、③それに伴い、法律実務家や研究者が正面から問題を取り上げるようになったこと等が挙げられる。

具体的には、3FETと総称される「FOCUS」をはじめとする写真週刊誌が創刊され、100万部を超える発行部数を誇った。これらの週刊誌では毎号、有名人や事件・事故の当事者を中心として盗撮を含めた多くの写真が掲載され、読者の覗き見趣向を満たす一方、報道によるプライバシーの侵害が日常的に大きな関心事となった。

また、テレビのワイドショーが高い視聴率を稼ぐようになり、多くのテレビクルー(カメラや音声などの取材スタッフ)が事件現場に集まるようになった。この背景には、テレビ局でENGと呼ばれる小型カメラの導入が進み、従来はスタジオに限定されていた撮影が、自由にどこにでも行けるようになったことがある。これによって、芸能人などの記者会見に常時100人以上の取材陣が集まるようになった。

従来は、新聞・通信社のほか放送局の記者という限定された数の、しかも一定の継続的

な事件・事故報道の経験をもったジャーナリストによって取材現場が構成されていた。それが、一気に様々な所属・バックグラウンドをもち、多様な報道目的をもつ取材陣が大量に取材し、報道する時代が到来することによって、それまではあまり気にされなかった傍若無人な振るまいや書きぶりが、大きな社会問題として一気に顕在化した。

ただし、それらの問題の根底にあるのが、警察発表に依拠しがちな取材・報道スタイルや、スタンピード現象と称されるような一定の方向に全てのメディアが向く状況、自分だけが書かないこと（特落ち）を嫌って横並びでの取材・報道になりがちなこと、逮捕をピークとした人に焦点をあてた事件報道で、特定時期・特定者に取材・報道が集中する報道スタイルであることなどを挙げることができる。これらは一貫して変わらない、日本のマスメディアが有する特徴でもある。

本格的なインターネット時代を迎え、ネット上の書き込みによる被害もまた、報道被害と呼ばれる場合があり、その主体もマスメディアに限定することなく、メディア上の情報発信に伴う人権侵害全般を指すこともある。

〔実例〕 時代区分に沿って、どのような議論がなされてきたかを振り返ると、1980年代前半は報道批判とそれに対応した基準作りの時期であり、80年代後半は世間の耳目を集める事件・事故をめぐる取材活動批判と既存報道ルールの見直しの時期であった。その1つは日航ジャンボ機墜落事故で、生存者や犠牲者遺族の追跡取材や報道が問題になった。また、一種のねずみ講で騒がれた豊田商事事件では、同社社長が報道陣の前で惨殺されたことで、報道陣はなぜ止めなかったのかが問題視され、取材のあり方が議論された。

そして、その後に多くの対メディア訴訟が提起されることになったロス疑惑事件も80年代に起きた。ロサンゼルスで起きた殺人事件を契機に、その保険金の受取り者であった被害者の夫をめくり、長期間にわたり多くの報道陣が張り付き、逮捕後も引き続き、様々なプライベートな事項を含む大量の報道がなされた。こうした状況の中で、事件当事者が

弁護士とともに法的問題を指摘するようになり、弁護士の全国組織である日本弁護士連合会の全国集会で、「人権と報道」がメインテーマとなったり、関連本が数多く刊行されたりした。提起された見直しの1つが、事件・事故当事者の人権侵害の元凶は、被疑者・被告人の実名報道^{とくめい}にあるとし、そのアンチテーゼとしての「匿名報道」主義であった。

さらには、誤報（朝日新聞＝サンゴ落書き捏造事件、毎日新聞＝グリコ・森永事件犯人逮捕、読売新聞＝連続誘拐殺人事件アジト発見の89年三大誤報事件）や冤罪（首都圏連続女性殺害事件無罪判決など）が明らかになり、取材報道ルールの抜本的改革がなされた。具体的には、被疑者の呼捨てを止めて「容疑者」呼称をつける、微罪を報道するのをやめる、匿名・仮名の場合を増やす、顔写真・連行写真を抑制的に使用する、警察発表であることを明示する等の記事・番組スタイルを変える動きである。90年代前半はその意味では、最もメディア界で報道被害に対する意識が高まり、それが番組や紙誌面に反映されていた時期といえる。その後、中心課題は少しずつ変わってはきているものの、今日議論されてきている報道被害の課題は、おおよそ80年代に提起されたものといえる。

90年代後半にかけては社会的大事件（オウム真理教事件、神戸少年連続殺傷事件、和歌山カレー事件、電力会社女子社員殺害事件）が続き、被害者のプライバシーを暴き立てたり被疑者を犯人視する報道が復活し、「報道被害」という用語が市民権を得るに至った。それが、自民党「報道と人権等のあり方に関する検討会」報告書を経て、2000年代前半の裁判における損害賠償額の高額化やメディア規制立法化の動きと、これに対抗しての自主規制制度の発足を生むことになる。放送界のBRC（現在のBPO＝放送番組・倫理向上機構）、新聞界の各社に設けられた苦情申立て制度や紙面検証組織、雑誌界の雑誌人権ボックス等がこれにあたる。そして2000年代後半には、裁判員裁判開始に伴う事件報道の見直しがあった。また、05年の犯罪被害者等基本計画などの整備によって、とりわけ被害者の取材・報道対応が厳しく問

▶ モデル小説(もでるしょうせつ)

実存する(した)人物をもとに書かれた文芸作品をいう。一般読者にはモデルを特定できないように、属性をあえて変えて書くなどの工夫をすることが多い。モデルとされた登場人物や関係者(遺族など)から名誉毀損やプライバシー侵害で訴えられるリスクを負う。裁判ではとりわけ同定の基準が問題となり、たとえば「石に泳ぐ魚事件」(最判平成14年9月24日)で最高裁が示した「本人を知る人」と近い関係者を判断基準にしたことに対しては、私小説が書けなくなるとの強い批判が作家などから出された。ほかにも、捜査一課長事件(最判平成11年2月4日)や「落日燃ゆ事件」(東京高判昭和54年3月14日)など、有名作家作品も含め裁判事例は少なくない。後者判決では「年月を経るに従い、歴史的事実探求の自由あるいは表現の自由への配慮が優位に立つに至ると考えるべきである」とされ、時の経過によって対象が歴史的人物に近づくことで、書ける範囲が拡大することが示された。(参考文献) 山田健太『法とジャーナリズム 〔第2版〕』(2010・4 学陽書房) [山田健太]

▶ モラルパニック(もらるぱにっく)

〔語義〕 特定の若者集団や社会的・民族的マイノリティを、社会的秩序を脅かす存在と見なし、彼らを取り締まるべき、教化すべき(若者の場合)、あるいは排除すべき(民族的マイノリティの場合)とする激しい感情が社会の多数の人々に巻き起こることをいう。このときマスメディアは、モラルパニックの対象となる集団の負のイメージを誇張して報道することで、社会の人々の感情を増幅する役割を果たすとされる。

モラルパニックが単なる差別やパニックと異なるのは、感情が向けられる集団が「道徳や常識から外れている」という倫理観が根拠となっている点である。自分たちの信念・使命感に基づいて、特定集団を非難する運動を展開する人々を、ハーワード・S・ベッカーは「道徳的企業家」と呼ぶ。

〔実例〕 モラルパニック論の嚆矢とされるの

は、S・コーエンの『Folk Devils and Moral Panics(民衆の敵とモラルパニック)』である。この本の中でコーエンは、モッズやロッカーズといった1960年代イギリスの若者集団が、マスメディア報道によって「社会の敵」と見なされるようになった過程を検証した。モッズやロッカーズなどの若者集団は、急速な社会変動が起きていた当時のイギリス国民の社会不安を解消するためのスケープゴートにされたとする。

日本では、犯罪社会学の領域でモラルパニックが論じられることが多い。特に、少年犯罪の「著しい増加」「凶悪化」などといったイメージがマスメディアで伝えられ、結果的に少年法の厳罰化を導く過程が検証される。ところが「著しい増加」「凶悪化」といった要素が、犯罪統計の取り方や警察による取り締まり強化を反映したものにすぎない場合には、マスメディアはいたずらに社会不安を煽っていると批判される。

(参考文献) 瀬川晃「イギリス犯罪学の現代的課題—モラル・パニック論と危険性論」『犯罪社会学研究』(1982・10月号)、H・S・ベッカー『完訳アウトサイダーズ』(村上直之訳、2011・11 現代人文社)

[藤田真文]

や

▶ ヤフー(やふー)

〔語義〕ヤフー(Yahoo!)は、アメリカに本社を置くインターネット関連企業で、同名のポータルサイト(インターネットにアクセスする際の「入口」となるウェブサイト)を運営していることで広く名を知られている。同社は1996年の株式公開時から日本のソフトバンク社から出資を受けており、ヤフーの日本版サイト「ヤフージャパン(Yahoo! Japan)」は日本では強いブランドとして定着している。実際、世界各国に比べて日本ではグーグルよりもヤフーの利用率が高いとされる。

1995年の創業当時、ヤフーは人力で作成された「ウェブディレクトリ(電話帳のようにウェブサイトをある分類に従ってツリー状に整理した索引集)」を主要なサービスとしていた。グーグルのような「ロボット型検索エンジン(ボットと呼ばれるプログラムが自動的にインターネットを巡回して検索用のインデックスを作成する検索エンジン)」が登場する以前は、こうした人力のディレクトリサービスが主だった。その後ヤフーは次第にニュースやオークション、ウェブメールサービスなどの様々なサービスを提供し、ユーザーがインターネットを利用する際必ず立ち寄るポータルサイトの地位を確立。90年代から2000年代前半にかけての「Web1.0」の時代には、ヤフーも含め大手ポータルサイト間のユーザー獲得競争が激しかった。

〔実例〕ジャーナリズムの観点から見たと、特にヤフーの利用者数の多い日本では、「ヤフーニュース」は無視できない巨大な存在である。新聞の購読者が減少し、テレビ離れも進む中、ヤフージャパンのトップページに掲載されるヤフーニュースのヘッドラインは、ニュースに接する主要な「入口」の1つとなっている。ヤフーニュースは主に新聞社や通信社、出版社、テレビ局、ネットニュースサイトなどから記事の配信を受けて運営されており、同サービスがどのような記事をヘッドラインに選ぶかは、日本社会においては少

なくないアジェンダ設定効果をもちつつある。

〔参考文献〕奥村倫弘『ヤフー・トビックスの作り方』(2010・4 光文社) [濱野智史]

▶ やらせ(やらせ)

「やらせ」とは、あらかじめ打ち合わせた内容に沿って再現したり演技したりしたものを、あたかも演出のない事実のように提示することである。1985年、ワイドショー番組「アフタヌーンショー」のディレクターが元暴走族メンバーらを使って女子中学生のランチ場面を撮影し、「激写! 中学女番長!! セックスリンチ全告白」と題して報道し、ディレクターが逮捕、起訴された。92年に放送されたNHKスペシャル「禁断の王国・ムスタン」では、スタッフに高山病にかかったように演技させたり、がれきが転げ落ちる流砂現象を故意に起こしたりしていたことが発覚した。報道でどの程度の「演出」が許容されるべきかについては議論がある。NHKの「放送ガイドライン2011」では、「事実の再現の枠をはみ出して、事実のねつ造につながるいわゆる『やらせ』などは行わない」としている。

〔参考文献〕田原茂行「テレビドキュメンタリーの輝きとその未来」松岡新児・向後英紀編著『新 現場からみた放送学』(2004・4 学文社)、本橋春紀「放送倫理・人権」向後英紀・古田尚輝『放送十五講』(2011・3 学文社) [伊藤高史]

ゆ

▶ 有害情報(図書)(ゆうがいじょうほう(としょ))

〔語義〕有害情報(図書)とは、刑法175条の禁ずる「わいせつ」表現に至らない性表現でも、性や暴力に関して興味本位な取上げ方をして、青少年に有害である可能性があるために、公的機関によって指定される出版物などのことをいい、青少年保護(育成)条例で規制されている。

東京都条例では、18歳未満の者を青少年とし(2条1号)「不健全な図書類等」として、「販売され、もしくは頒布され、又は閲覧若